

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

アスファルト混合物事前審査制度における 審査機関の公募について

アスファルト混合物事前審査制度は、学識者、中国地方整備局及び5県2政令市等で構成するアスファルト混合物事前審査委員会が、公共工事等で使用する加熱アスファルト混合物等の品質を事前に審査・認定することで、工事毎、混合物毎に必要な基準試験等の簡略化を可能にし、発注者、施工者及びアスファルト混合物製造者の業務の合理化、省力化ならびにアスファルト混合物の安定した品質の確保を図ることを目的としています。

この度、令和3年4月からの本制度の運用に係る審査機関について、下記のとおり公募することとしましたのでお知らせします。

公募要項の交付期間、公募要項の交付場所及び申請書類の提出先は下記のとおりです。

○公募要項の交付期間

令和2年12月1日（火）～令和2年12月22日（火）

○公募要項の交付場所及び申請書類の提出先

広島県広島市中区上八丁堀6番30号

【担当部署】国土交通省 中国地方整備局 企画部 技術管理課 検査係

電話 082-221-9231（代表） 内線3313

※公募要項の交付は、担当部署にて行います。

また、中国地方整備局HP → 記者発表 に公募要項を掲載しています。

記者発表資料URL：<http://www.cgr.mlit.go.jp/kisha/202012/201201-1top.pdf>

< 問い合わせ先 >

中国地方整備局

082-221-9231（代表）

企画部 総括技術検査官

ふじ はら まさる
藤原 優 （内線3117）

企画部 技術管理課 課長補佐

まえ だ たか ひろ
前田 孝弘 （内線3313）

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

か とう こう じ
加藤 浩士 （内線2117）

企画部 環境調整官

ご とう とし ひさ
後藤 寿久 （内線3114）

アスファルト混合物事前審査制度審査機関
公募要項

令和2年12月

アスファルト混合物事前審査制度検討委員会

目 次

1. はじめに	2
2. アスファルト混合物事前審査制度の概要	2
3. 実施期間に関する事項	3
4. 公募参加資格要件等	4
5. 申請書類について	5
6. 公募要項及び申請書の交付等	5
7. 申請書類の提出先	6
8. 公募要項の内容についての質問の受付及び回答	6
9. 選定者の決定方法に関する事項	6
10. ヒアリングの実施	8
11. 公募審査結果等について	9
12. 審査機関事務局の指定について	9
13. その他	9
○アスファルト混合物事前審査制度の実施体制	別紙－1
○アスファルト混合物事前審査要領	別紙－2
○アスファルト混合物事前審査要領細則	別紙－3
○アスファルト混合物事前審査委員会規則	別紙－4
○アスファルト混合所立会審査立入調査実施規定	別紙－5

1. はじめに

アスファルト混合物事前審査制度(以下、「本制度」という)は、発注者、施工者及びアスファルト混合物製造者の業務の合理化、省力化ならびにアスファルト混合物の安定した品質の確保を図ることを目的とするものである。

本制度の運用により、アスファルト混合所から出荷されるアスファルト混合物をアスファルト混合物事前審査制度検討委員会(以下、「制度委員会」という)が選定する審査機関が事前に審査認定することにより、工事毎、混合物毎に実施してきた基準試験練り等の省略が可能である。

本要項は、制度委員会が審査機関を適正かつ公平に選定するために定めたものである。

制度委員会は本制度を中国地区において適用するための検討を行うために設置され、「アスファルト混合物事前審査制度の導入に関すること」、「アスファルト混合物事前審査制度の要領等に関すること」、「アスファルト混合物の事前審査を行う審査機関の中国地方整備局長への推薦に関すること」、「その他制度委員会が必要と認めた事項の審議に関すること」を行うものである。

2. アスファルト混合物事前審査制度の概要

本制度は、アスファルト混合物の事前審査を行うため、以下に掲げる内容を実施するものである。

なお、本制度の詳細については別紙-2「アスファルト混合物事前審査要領(以下、「要領」という)によるものとする。

(1) 本制度の概要

1) 審査機関

アスファルト混合所で製造されるアスファルト混合物について、製造者の申請に基づきその品質を事前審査する。なお、審査機関はアスファルト混合物事前審査委員会(以下、「審査委員会」という)、立会立入部会、及び事務局で構成する。

2) 審査委員会

アスファルト混合物事前審査要領に基づき審査及び合否の判定に関する業務等を実施するため、審査機関内に設置する。

3) 立会立入部会

立会審査及び立入調査を実施するため、審査委員会内に設置する。

4) 事務局

審査委員会の運営に係る業務等を実施するため、審査機関内に設置する。

5) 立会審査

申請時に立入調査部会の部会員(以下、「部会員」という)が確認試験用供試体の作製に立会、混合所設備、使用材料等を確認、調査する。

6) 立入調査

部会員がアスファルト混合所に立入、自主管理実施状況、留意事項の処置等について確認する。

7) 審査及び合否の判定

事務局から提出された資料に基づき、アスファルト混合物の品質管理について、審査委員会が判定する。

8) 認定

審査委員会の審査結果に基づき、審査委員会の長がアスファルト混合物を認定する。

9) 制度委員会

本制度を中国地区において適用するための検討を行うために設置されており、本制度の導入に関する事、本制度の要領等に関する事、アスファルト混合物の事前審査を行う審査機関の中国地方整備局長への推薦に関する事、その他制度委員会が必要と認めた事項の審議に関する事を所掌事務としている。

委員は、中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、広島市、岡山市で構成されている。

事務局は、中国地方整備局企画部技術管理課に置いている。

(2) 本制度の実施体制

本制度の実施体制は、別紙-1に示すとおりとする。

(3) 事務局の主な業務

- 1) 審査委員会の運営に関する事務
- 2) 立会審査・立入調査及び立会立入部会の運営に関する事務
- 3) 事前審査申請書類の受付及び整理保管に関する事務
- 4) 審査及び可否の判定資料の作成に関する事務
- 5) 認定証の発行事務及び関係機関への審査結果の通知に関する事務
- 6) 確認試験に関する業務
- 7) 指定試験機関の確認に関する業務
- 8) 立会立入部会員の技術研修に関する業務

(4) 運営費用について

本制度の運営費用については、アスファルト混合物製造者からの審査費用でまかなうものとする。

本制度の審査費用については、審査機関で定めるものとし、審査委員会の承諾を得るものとする。(参考:令和元年度は、中国地整管内で48混合所が本制度に参加し、1混合所の年間当たりの審査費用は、424,600円(税込み))

(5) 制度委員会、審査委員会及び中国地方整備局は、本制度の運営等に関する費用及び運営等に起因する損害賠償について、一切その責を負わないものとする。

3. 実施期間に関する事項

本制度による審査機関としての指定期間は以下のとおり予定している。

指定期間 : 令和3年4月1日～令和7年3月31日

審査機関指定通知日～令和3年3月31日までは、指定期間の当初より円滑に本制度の運営を行うための準備期間として、“2.(1).1)の審査機関”は、制度委員会事務局からの指導を受けること並びに現在の審査機関から運用に関わる引き継ぎ、要領に基づく各

種業務等への同行及び助言等を受けることを制度委員会に対して要請することができる。

4. 公募参加資格等

(1) 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 会社更生法(平成14年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第154号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- 3) 申請書類の提出期限日から審査機関指定の時までの期間が、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) アスファルト混合物を製造する企業が審査機関に指定された場合には、自らが製造又は資本関係・人的関係がある者が製造するアスファルト混合物について当該事前認定の審査をすることはできない。
- 6) 中国地方整備局管内に業務拠点をもつものであること。

(2) 共同企業体

4. (1) 1) から6) に掲げる条件を満たした者により構成され、業務特性や地域特性に応じた分担業務となっている共同企業体であること。構成員の数は3社までとする。

なお、本公募要項に係わる共同企業体については、出資比率、構成員、構成員により決定した代表者を明示した書類(書式自由)を申請書類に添付すること。また、選定された場合においては、指定までに共同企業体協定書を公募担当部署(制度委員会事務局)へ提出しなければならない。(提出しない場合は指定しない。)

(3) 申請書類の提出に関する要件

- 1) 公募参加申請書を提出する者は、中国地方整備局管内に営業拠点(配置予定監理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有する者であること。
- 2) 単体企業について重複申請(上記“4. (1)の単体企業”と“4. (2)の共同企業体”として重複した申請、また複数の共同企業体の構成員となること)は認めない。
- 3) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- 4) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(4) 配置予定技術者に対する要件等

本公募でいう技術者(以下、「配置予定技術者」という。)とは、業務全般の統括を行うものであり、アスファルト舗装に関する高い技術力、知識を有し、本制度に関する仕組み等を熟知しているものをいう。

公募にあたっての配置予定技術者に対する要件は、以下1)～3)のとおりとする。

- 1) 資格要件(以下に掲げるいずれかの資格を有するもの)
 - ・技術士(総合技術監理部門(建設部門)又は建設部門)
 - ・博士(工学)

- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・一級舗装施工管理技術者
- ・一級土木施工管理技士
- ・(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)の資格を有する者又は公募担当部署が認めた同等の資格を有するもの(注1)
- ・RCCMまたはRCCMと同等の能力を有する者(注2)
(技術士部門と同様の部門に限る)

(注1)公募担当部署が認めた同等の資格を有する者とは、公共工事品質確保技術者資格認定委員会委員長が認定した、Ⅰ種公共工事品質確保技術者。

(注2)RCCMと同等の能力を有する者とはRCCM試験に合格しているが転職等により登録出来ない立場にいる者。

2) 専門技術力(以下に掲げるいずれかに該当するもの)

- ・アスファルト混合物事前審査制度に基づく審査機関において舗装に関する実務経験を4年以上有する者。
- ・アスファルト混合物事前審査制度に基づく審査機関の立会立入部会員としての経験を4年以上有する者。
- ・アスファルトの混合所の製造・品質管理又は舗装工事の実務経験が13年以上ある者。

3) 応募者が申請するもので1名とする。

5. 申請書類について

申請書類(下記の様式—1～6及びその他)の内容は下記の通り。

- ・公募参加申請書 (様式—1)
- ・中国地方整備局管内に所在している業務拠点 (様式—2)
- ・業務実施体制 (様式—3)
- ・業務実施方針 (様式—4)
- ・技術提案 (様式—5)
- ・配置予定技術者 (様式—6)
- ・その他(必要な添付書類:配置予定管理技術者の資格及び実務経験等を証す証明書類(資格証、登録証、合格証等)の写し、4.(2)共同企業体関係)

なお、本公募における技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項である。

『アスファルト混合物の品質確保及び本制度を運用するにあたっての留意点』

6. 公募要項及び申請書類の交付等

(1) 交付場所(担当部署)

〒730-8530

広島県広島市中区上八丁堀6-30

アスファルト混合物事前審査制度検討委員会事務局

国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課 検査係

電話 082-221-9231(代表) 内線 3326

FAX 082-227-5222

(2) 交付方法

上記(1)担当部署において交付する。

(3) 交付期間

令和2年12月1日(火)から令和2年12月22日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで

7. 申請書類の提出先

提出期間:令和2年12月1日(火)から令和2年12月22日(火)まで

提出場所:6. (1)に同じ。

提出方法:上記の担当部署へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。)によること。

8. 公募要項の内容についての質問の受付及び回答

(1) 説明書に対する質問は次に従い提出することができる。(様式は自由)

1) 受付期間:令和2年12月1日(火)から令和2年12月14日(月)まで

2) 受付時間:休日を除く毎日9時30分から17時30分まで。

3) 提出場所:6. (1)に同じ。

4) 提出方法:上記の担当部署へ持参、郵送又は FAX(郵送・FAX の場合には着信を確認すること。)によること。

(2) 質問書の提出にあたっては、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3) 質問に対する回答は令和2年12月18日(金)17時00分までに、FAX で行う。

9. 選定者の決定方法に関する事項

選定者は、制度委員会にて決定する。選定者とは、本公募要項に基づく応募者のうち審査機関として選定された者とし、決定方法は、以下により行うものとする。

(1) 選定者を決定するための基準

選定者は、5. 申請書類をもって公募をした者のうち、下記(2)評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者とする。

上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、①技術提案の評価の高い者、②技術提案の評価が同じ場合は、実施方針の評価の高い者とする。なお、①及び②以外の場合は、当該者にくじを引かせて決める。

(2) 評価項目及び評価方法

評価項目は以下の3項目とする。

①配置予定技術者の資格および専門技術力

②実施方針

③技術提案

(3)評価値の算出方法

申請書類の内容に応じ、上記(2)①、②及び③の評価項目毎に評価を行い、評価点を与える。

なお、評価点の満点は100点とし、評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

評価点＝(①に係る評価点)＋(②に係る評価点)＋(③に係る評価点)

(4)評価の基準等

申請書類の内容について、以下の評価項目、判断基準並びに評価のウエイトに基づき評価する。

評価項目	評価の着目点			評価のウエイト
	判断基準			
①配置予定技術者の資格及び専門技術力	配置技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容 ①以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士（総合技術監理部門（建設部門）又は建設部門） ・博士（工学） ・土木学会特別上級土木技術者又は土木学会上級土木技術者 ・一級舗装施工管理技術者 ②以下のいずれかの資格を有するもの ・土木学会1級土木技術者 ・一級土木施工管理技士 ・（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は公募担当部署が認めた同等の資格を有する者 ③以下のいずれかの資格を有するもの ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る） ④上記以外	① 5 ② 3 ③ 0 ④ 欠格
		専門技術力	業務執行技術力 実務経験の内容 ① アスファルト事前審査制度に基づく審査機関において舗装に関する実務経験を4年以上有する者、又はアスファルト事前審査制度に基づく審査機関の立会立入部会員としての経験を4年以上有する者 ②アスファルトの混合所の製造・品質管理又は舗装工事の実務経験が13年以上ある者。 ③上記以外	① 5 ② 3 ③ 欠格

② 実施方針	業務理解度		目的、条件、内容の理解度が高く優れている場合（実施項目について具体の手法等を含めた提案がある）に優位に評価する。	25
	実施体制		<p>下記の場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 配置する技術者の人数、配置時期及び代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 担当する技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 審査機関等関係者への円滑な伝達と共有のための手法が具体的に示されている場合。 本制度に運営において中国地区の実情を把握した上で業務の円滑な実施体制に関する提案が示されている場合 <p>なお、実施体制において、分担構成が不明確又は不自然な場合、体制が審査の履行にふさわしくない場合は欠格とする。</p>	15
	実施手順・実施フロー		<ul style="list-style-type: none"> 業務手順を示す実施フローの妥当性が高く工夫が図られて優れている場合に優位に評価する。 工程計画の妥当性が高く工夫が図られて優れている場合に優位に評価する。 <p>なお、実施手順・実施フローにおいて、手順及びフローが不明確又は不自然な場合、審査の履行にふさわしくない場合は欠格とする。</p>	10
③ 技術提案	アスファルト混合物の品質確保及び本制度を運用するにあたっての留意点	的確性	留意点を十分に理解し、対応策が的確な場合に優位に評価する。	20
		実現性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。	20
合計(評価点の配点合計)				100

10. ヒアリングの実施

ヒアリングでは申請書類に記載された以下の事項について質疑応答を行う。また、その結果について評価項目の得点に反映させる。

- (1) 実施場所: 6(1)に同じ。
- (2) 実施日: 令和2年12月25日(金)<予定>
- (3) 実施内容: 出席者は配置予定技術者とする。なお、実施日時は追って連絡する。また、都合の合わない場合は、担当部署に申し出ること
- (4) ヒアリングにおける質疑応答内容
 - 1) 実施方針について

2) 技術提案について

11. 公募の審査結果等について

(1) 公募の審査結果は、応募者に令和3年1月15日(金)頃、FAXにて通知する。

なお、本制度の公募の過程の透明性を確保するため、選定者の決定後、公募参加者から提出された申請書類の評価の結果、選定者の決定理由について公表するものとする。

(2) 非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、制度委員会に対して非選定理由について書面をもって説明を求めることができる。書面の受付は6.(1)にて行う。なお、回答は受付を行った日の翌日から起算して10日以内に書面をもって行う。

12. 審査機関の指定について

本制度の公募の審査結果における選定者を制度委員会は、審査機関指定予定者として中国地方整備局長へ推薦する。

中国地方整備局長は推薦された者を審査機関として指定する。ただし、本制度の審査機関としてその透明性、公平性、また事務運営の確実性に疑義が生じたり、応募時に提出した提案書の記載内容に虚偽があり、審査機関として適切でないと判断した場合は指定を行わない場合がある。

また中国地方整備局長は、期間中においてアスファルト混合物事前審査要領等に基づく業務遂行が著しく困難であると判断される場合や不誠実な行為等が認められた場合には、制度委員会の承諾を得て指定を取り消す場合がある。

13. その他

(1) 秘密の保持等について

1) 公募参加者は、本公募の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2) 公募参加者は、本公募処理の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ公募担当部署の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

3) 公募参加者は、本公募に関して公募担当部署から貸与された情報その他知り得た情報を5.申請書類中の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本制度の遂行以外の目的に使用してはならない。

4) 公募参加者は、本公募に関して公募担当部署から貸与された情報、その他知り得た情報を本公募終了後においても他者に漏らしてはならない。

5) 取り扱う情報は、本公募のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、公募担当部署の許可なく複製しないこと。

6) 公募参加者は、本公募終了時に、公募担当部署への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。

7) 公募参加者は、本制度の遂行において貸与された公募担当部署の情報の外部への漏洩若

しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに公募担当部署に報告するものとする。

(2) 再委託の取扱い

1) 公募参加者は、本制度の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2) 4. (3). 3)の「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、公募参加者は、これを再委託することはできない。

① 制度遂行管理、制度の手法の決定及び技術的判断等

3) 指定者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理(単純な計算処理に限る)、などの簡易な業務の再委託に当たっては、公募担当部署の承諾を必要としない。

4) 指定者は、上記3)に規定する業務以外の再委託にあたっては、公募担当部署の承諾を得なければならない。

なお、再委託の相手方は、中国地方整備局の工事ないし建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、中国地方整備局の指名停止期間中であってはならない。

(3) 4. (1). 5)の「資本関係・人的関係」とは、下記による。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 親会社と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 参加申請書等の作成、提出、ヒアリングに関する費用は公募参加者の負担とする。

(6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、公募参加を無効とする。

(7) 提出された申請書類は返却しない。なお、提出された申請書類は公募の選定以外に公募参加者に無断で使用しない。

(8) 公募申請書類の提出後において原則として記載された内容の変更は認めない。軽微なもの(誤植、資格(登録証)等の写しの添付忘れなど)で公募担当部署の了承を得たのみ該当部分の再提出を認める。

また配置予定技術者は原則として変更できない。ただし、やむをえない理由により変更を行う場合には同等以上の技術者であることについて、審査機関指定前においては制度委員会の長、指定後は中国地方整備局長の了解を得なければならない。

(9) 公募参加者は申請書類提出後、この公募要項についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

公募参加申請書

令和 年 月 日

アスファルト混合物事前審査制度検討委員会委員長
中国地方整備局企画部総括技術検査官 殿

提出者) 住所
電話番号
F A X
会社名
代表者 役職名 氏名 印

作成者) 担当部署
氏名
電話番号
F A X
E-mail

令和2年12月1日付けで公告がありました「アスファルト事前審査制度審査機関」に係る公募に参加したく資料（申請書類は様式－1～6及び添付書類）を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと並びに申請書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

・ 中国地方整備局管内に所在している業務拠点を 1 つ記載する。

住所	
電話番号	
F A X	
会社名	
役職名 代表者氏名	

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：1者単独、共同企業体いずれにおいても業務の分担について記載する。

注2：共同企業体により業務を実施する場合は備考欄に共同企業体の構成員である旨を記述するとともに企業名等を記述すること。また代表者はその旨を記述すること

注3：他事業者、建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

・配置予定技術者の業務実施体制

◆配置予定技術者

予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容	備考

注：氏名にはふりがなをふること

◆配置予定担当技術者

予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容	備考

※共同企業体の場合は備考欄に記載すること

(A4サイズ、1枚以内とする)

・ 業務実施方針

○ 業務理解度(目的、条件、内容)

実施フロー

○実施手順（実施体制図を含む）

・ 工程表

(A4サイズ、2枚以内とする。)

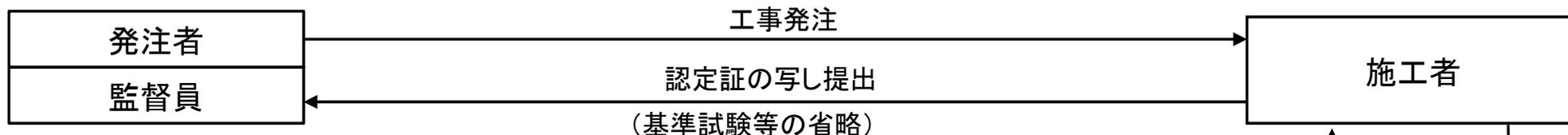
・技術提案

技術提案：アスファルト混合物の品質確保及び本制度を運用するにあたっての留意点

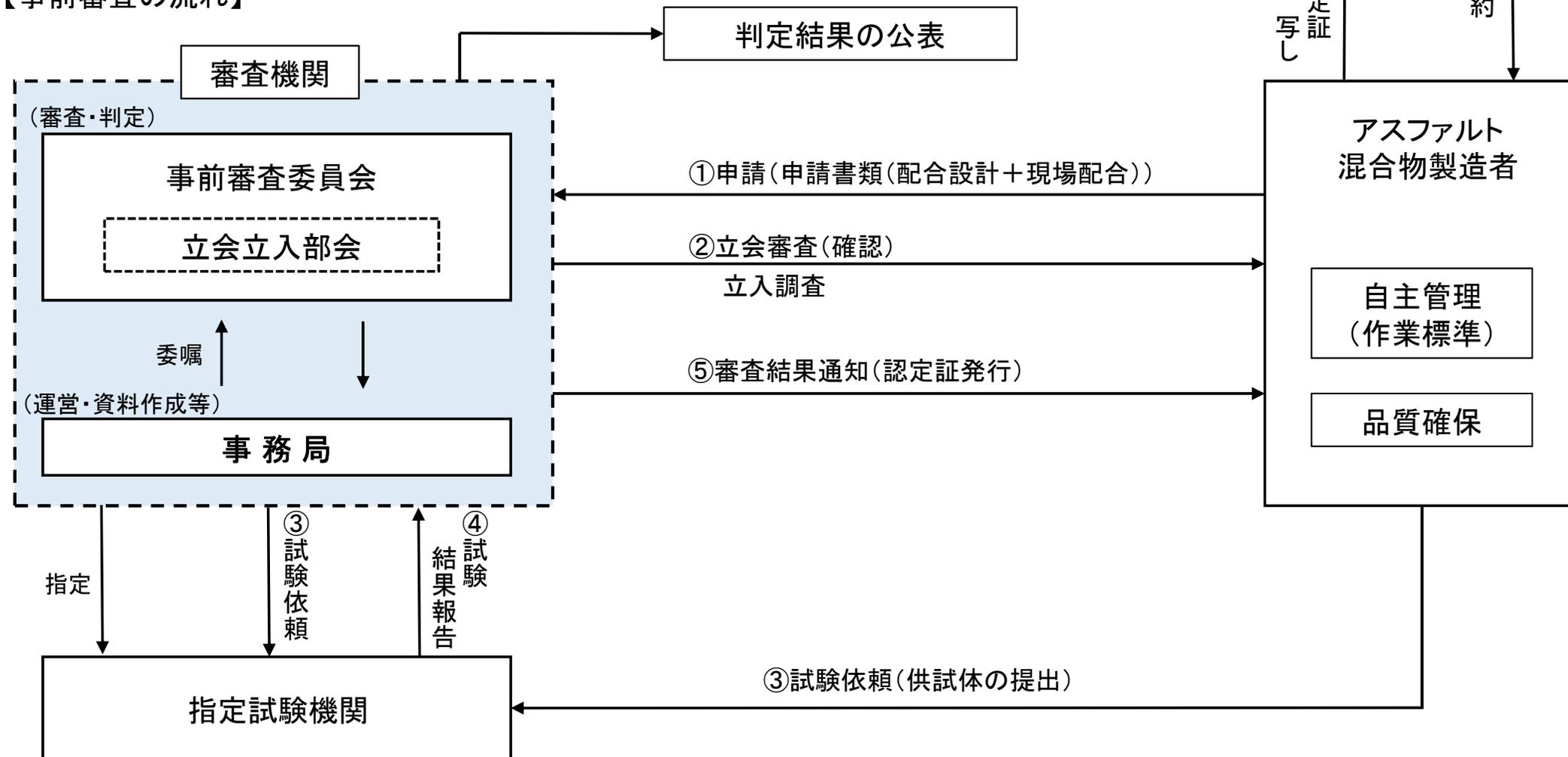
○留意点（着眼点、問題点、解決方法等）

(A 4サイズ、1枚以内とする。)

【工事施工の流れ】



【事前審査の流れ】



アスファルト混合物事前審査要領

平成２７年３月

アスファルト混合物事前審査制度検討委員会

目 次

	頁
第1条 目 的	1
第2条 適用範囲	1
第3条 用語の定義	1
第4条 アスファルト混合物事前審査制度検討委員会の設置	1
第5条 審査機関の設置	2
第6条 委員会の設置	2
第7条 立会立入部会の設置	2
第8条 事務局の設置	2
第9条 立会審査	2
第10条 申請混合物の確認試験	2
第11条 指定試験機関	2
第12条 審査および合否判定	2
第13条 認定証の発行	3
第14条 自主管理と品質保証	3
第15条 不適合の取り扱いと再審査	3
第16条 認定証の有効期間	3
第17条 事前審査費用	3
第18条 確認試験費用	3
第19条 認定取り消し等	4

(目的)

第1条 本要領は、中国地区で製造される加熱アスファルト混合物（以下、「一般混合物」という。）および再生加熱アスファルト混合物（以下、「再生混合物」という。）の事前審査に関する基本的事項について定め、申請されたアスファルト混合物（以下、「混合物」という）の認定にあたって、公平・公正な審査を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、一般混合物および再生混合物の製造管理に係る設備、使用材料、配合設計、試験練りおよび混合物の品質保証管理と自主管理についての事前審査に適用する。

2. アスファルト混合物事前審査に関する基本事項は本要領に準拠し、運用に関する細部事項については、別に定める「アスファルト混合物事前審査要領細則」（以下、「細則」という）によるものとする。

(用語の定義)

第3条 本要領で使用する、用語の定義は下記のとおりとする。

1) 事前審査

事前審査とは、アスファルト混合所で製造される混合物について審査機関が製造者の申請に基づき、その品質を本要領の定めにより事前に審査することをいう。

2) 品質保証管理

品質保証管理とは、指針・要綱等で定められている品質基準を満足する品質を確保するための管理をいう。

3) 自主管理

自主管理とは、指針・要綱等で定められている品質基準以上の品質を得るために製造者が自主的に行う管理をいう。

4) 立会審査

立会審査とは、事前審査の申請時に立会立入部会員が混合物の製造に立会い、混合所、材料、配合等を確認し、品質保証管理および自主管理の目標がそれぞれ達成されているか否か、また、指摘事項の改善の有無等を審査することをいう。

5) 立入調査

立入調査とは、立会立入部会員が認定された混合物を製造するアスファルト混合所に立入り、品質保証管理および自主管理の目標がそれぞれ達成されているか否かと共に、指摘事項の改善の有無等を調査することをいう。

6) 指定試験機関

指定試験機関とは、確認試験を行うために、アスファルト混合物事前審査委員会で（以下、「委員会」という）指定された試験機関をいう。

7) 認定

認定とは、委員会の長が委員会の審査結果に基づいて事前審査適合混合物として認定することをいう。

(アスファルト混合物事前審査制度検討委員会の設置)

第4条 アスファルト混合物事前審査制度を中国地区において適用するために、アスファルト混合物事前審査制度検討委員会（以下、「制度委員会」という）を設置する。

2. 制度委員会は別に定める「アスファルト混合物事前審査制度検討委員会規約」に基づいてその業務を行う。

(審査機関の設置)

第5条 混合物の事前審査を行う機関として、審査機関を設置する。

2. 審査機関は、アスファルト混合所で製造される混合物について製造者の申請に基づき、その品質を事前審査する。
3. 審査機関は、制度委員会が推薦し、中国地方整備局長が指定した機関とする。

(委員会の設置)

第6条 審査機関は、機関内に委員会を設置する。

2. 委員会は別に定める「アスファルト混合物事前審査委員会規則」に基づいてその業務を行う。

(立会立入部会の設置)

第7条 委員会は、委員会の中に立会審査および立入調査を実施するために立会立入部会を設置する。

2. 立会立入部会は別に定める「細則」並びに「アスファルト混合所立会審査立入調査実施規定」(以下、「立会立入実施規定」という)に基づいてその業務を行う。

(事務局の設置)

第8条 審査機関は、機関内に事務局を設置する。事務局の事務は以下のとおりとする。

- 1) 委員会の運営に関する事務
- 2) 立会審査・立入調査及び立会立入部会の運営に関する事務
- 3) 事前審査申請書類の受付け及び整理保管に関する事務
- 4) 審査及び合否の判定資料の作成に関する事務
- 5) 認定証の発行事務及び関係機関への審査結果の通知に関する事務
- 6) 確認試験に関する業務
- 7) 指定試験機関の確認に関する業務
- 8) 立会立入部会員の技術研修に関する業務

(立会審査)

第9条 立会審査は、立会立入部会が原則として申請時に行う。

(申請混合物の確認試験)

第10条 申請混合物の確認試験は、以下のとおり行う。

- 1) 申請時
申請全混合物について行う。
- 2) 立入調査時
立入調査当日製造する混合物の中から1種類選び行う。
- 3) 確認試験の結果に疑義が生じた場合には、複数の立会立入部会員の合意の基に再試験を行うことができる。

(指定試験機関)

第11条 事前審査の申請者は、指定試験機関に対し確認試験を依頼する。

(審査および合否判定)

第12条 審査および合否の判定は、委員会がその結果を、審査機関の長に報告する。

(認定証の発行)

- 第13条 委員会の長は、委員会の審査結果に基づいて、申請者に対して「アスファルト混合物事前審査認定証」をすみやかに発行する。
2. 審査機関の長は、認定された内容を発注機関に報告するとともに、関係機関へ通知する。

(品質保証管理と自主管理)

- 第14条 事前審査適合混合物の認定を受けた混合所は、混合物の製造に関して品質保証管理と自主管理を行い、認定混合物の品質保証を行うものとする。

(不適合の取り扱いと再審査)

- 第15条 確認試験の結果、申請混合物の30%以上が不適合となった場合には、当該混合所の全申請混合物を不適合とする。
2. 審査で不適合になった混合物は、再申請を行い審査を受けることができるものとする。
 3. 立入調査の評価で再審査となった場合は、直近の委員会で審議し、「細則」に基づき、次回の申請の可否についての判断を行うものとする。

(認定証の有効期間)

- 第16条 認定証の有効期間は、1年間とする。
2. 有効期間中に材料や混合物の配合に変更があった場合及び混合物の性状に影響を与えると考えられる製造設備を変更する場合(集塵装置や分級装置等の形式その他)、混合所は、あらかじめその内容を事務局へ届け出、臨時の立入調査を受けるものとする。
 - (1) 認定混合物の使用材料や配合に変更があるが、製造設備には変更がない場合は、確認試験は材料や配合を変更した全ての混合物について行うものとする。
 - (2) 認定混合物の使用材料や配合に変更はなく、製造設備のみ変更がある場合は、確認試験は2～3種類の代表混合物について行うものとする。
 - (3) 製造設備を変更することにより、認定混合物の配合も変更する場合は、確認試験は配合を変更した全ての混合物について行うものとする。

確認試験の結果が規格を満足し、立入調査の結果が良好の場合は、総括表を書き換え認定を継続するかを委員会で審議し、変更の認定をする。

不良の場合は、認定を停止する。

なお、委員会の開催が間に合わない場合は、審査機関が臨時立入調査結果を委員長と協議し、承認を得て、各委員に協議内容を報告した上で、変更の認定をする。
 3. 混合所は、有効期間中に、規格を外れた混合物を出荷したことが判明したときは、すみやかに審査機関に報告する。審査機関は、直ちに当該混合物の認定を停止すると共に、原因等の調査を実施し、次回委員会へ報告する。
 4. 認定証の有効期限内に、新規の審査機関に変更になった場合は、当初の審査機関の発行した、認定証を有効とし、認定証の再発行はしない。

(事前審査費用)

- 第17条 事前審査の申請者は、審査機関で定めた審査費用を審査機関に支払うものとする。

(確認試験費用)

- 第18条 事前審査の申請者は、指定された試験機関で定めた試験費用を試験機関に支払うものとする。

(認定取り消し等)

第19条 委員会の長は、下記に該当する場合、委員会の審議結果に基づいて、認定の取消しを行う。

- 1) 立会審査時に実施勧告をした指摘事項について、立入調査の結果に基づき、改善されていないと委員会が判定した場合。
- 2) 立入調査の結果、評価ランクが「D」『不合格』と委員会が判定した場合。
- 3) その他、混合物の製造に関する品質保証管理が適正になされておらず、委員会が認定取消しが妥当と判断した場合。

(付 則)

本要領は、平成13年9月4日から施行する。

平成20年12月改訂

平成22年12月改訂

平成24年7月改訂

平成27年3月改訂

アスファルト混合物事前審査要領細則

改訂版

令和2年11月

アスファルト混合物事前審査制度検討委員会

目 次

	頁
第1条 目的	1
第2条 事前審査対象混合物	1
第3条 審査項目	1
第4条 申請手続き	2
第5条 確認試験用供試体の試験項目	2
第6条 確認試験用供試体の種類、個数及び質量	3
第7条 確認試験用材料及び混合物のサンプリング方法	3
第8条 確認試験用供試体の作製方法	4
第9条 確認試験用供試体等の梱包	4
第10条 確認試験用供試体等のラベルの貼付け及び封印	4
第11条 確認試験用供試体の試験個数	5
第12条 確認試験用供試体の試験方法	5
第13条 確認試験結果の提出	5
第14条 立会審査の審査項目	5
第15条 立入調査の調査項目	6
第16条 立会審査結果の報告	6
第17条 立入調査結果の報告	6
第18条 指定試験機関の要件	6
第19条 合否判定基準	6
第20条 指摘事項の通知	9
第21条 再申請	9
第22条 追加申請	10
別表－1	11
別表－2	12

(別 添) 【参考資料：アスファルト事前審査要領細則第19条関係】

(目的)

第1条 本細則は、「アスファルト混合物事前審査要領」（以下、「要領」という）の運用に必要な細部事項を定めるものとする。

(事前審査対象混合物)

第2条 事前審査対象混合物は、以下に示す混合物とする。

- 1) 原則として表-1に示す種類の混合物
- 2) 地域独自の混合物で出荷実績の多い混合物
- 3) アスファルト混合物事前審査委員会（以下、「委員会」という）の認めた混合物

表-1 事前審査対象混合物

主な 使用場所	アスファルト混合物名	最大粒径 (mm)	一般混合物				再生混合物				
			標準混合物		特別対策混合物		標準混合物		特別対策混合物		
			突固め回数		突固め回数		突固め回数		突固め回数		
			50回	75回	50回	75回	50回	75回	50回	75回	
上層路盤	アスファルト安定処理混合物	30, 20	V-01				R-01				
基 層	粗粒度アスファルト混合物	20	V-02	V-02A	V-02B	V-02W	R-02	R-02A	R-02B	R-02W	
表 層	密粒度アスファルト混合物	20	V-03	V-03A	V-03B	V-03W	R-03	R-03A	R-03B	R-03W	
		13	V-04	V-04A	V-04B	V-04W	R-04	R-04A	R-04B	R-04W	
	細粒度アスファルト混合物	13	V-05				R-05				
	密粒度ギャップアスファルト混合物	13	V-06		V-06B						
	積雪寒冷地用アスファルト混合物	13F	V-07				R-07				
	ポ-ラスアスファルト混合物	20			V-08W						
		13			V-09W						
	透水性開粒度アスファルト混合物	13	V-10								
	大粒径アスファルト混合物	30		V-11A		V-11W		R-11A		R-11W	

- 注 1. 混合物記号の「W」は、耐流動対策混合物を示す。
2. 同一記号混合物複数申請の場合の記号の付け方
混合物記号に「a」「b」「c」等をつけて区別する。（例：V-03A, V-03Aa, V-03Ab）（これは、同じ骨材配合の混合物で使用するストレートアスファルトまたは再生アスファルトの針入度の異なる混合物が複数申請された場合、改質アスファルトの種類またはメーカーの異なる混合物が複数申請された場合、ならびに骨材配合の異なる混合物が複数申請された場合などに適用する。）
3. 改質Ⅰ，Ⅱ型および改質H型アスファルト（バインダ）の代表制
改質Ⅰ，Ⅱ型および改質H型バインダを使用した混合物の申請において、別表-1に示す改質Ⅰ，Ⅱ型の代表制および別表-2に示す改質H型の代表制の商品（製品）であれば、認定後に申請時と異なる製品も使用できる。このことを本細則では「代表制」という。
なお、代表制にない改質バインダを使用した混合物を申請した場合は、その混合物のみの認定となるため、申請時と異なる製品は使用できない。

(審査項目)

第3条 審査項目は以下のとおりとする。

- 1) 一般混合物
 - ① 混合物に使用する原材料の基準試験結果
 - ② 混合物の室内配合設計結果および現場配合設定結果
 - ③ 混合物の供試体の試験結果
 - ④ 混合所の設備に関する審査（混合所設備調査表による。）
 - ⑤ 立会審査結果

⑥ アスファルト混合所立入調査結果（但し、初回の認定時は除く）

2) 再生混合物

- ① 補足材の基準試験結果
- ② 再生骨材についての材料試験結果
- ③ 再生混合物の室内配合設計結果および現場配合設定結果
- ④ 再生混合物の供試体の試験結果
- ⑤ 再生アスファルト混合所の設備に関する審査（再生アスファルト混合所設備調査表による。）
- ⑥ 再生骨材に関する日常管理試験結果
- ⑦ 立会審査結果
- ⑧ 再生アスファルト混合所立入調査結果（但し、初回の認定時は除く）

（申請手続き）

第4条 事前審査の申請手続きは、以下に準拠して行う。

1) 受付

事前審査の申請受付期間は、年間を通してその都度審査機関が定めるものとする。

2) 申請回数

事前審査の申請回数は、原則として、1混合所当たり年1回とする。

3) 申請書の提出

アスファルト混合物について事前審査で認定を受けようとする申請者は、「アスファルト混合物事前審査申請書（様式については別途定める、以下同じ）」を審査機関に提出する。

なお、改質Ⅰ、Ⅱ型および改質H型の代表制にない新規バイнда使用のアスファルト混合物について、事前審査で認定を受けようとする申請者は、その新規バイндаの代表制への登録を望むか否かを申請書に付記する。

4) 審査用書類および供試体等の送付依頼

審査機関は、「アスファルト混合物事前審査申請書」に基づき申請者に「アスファルト混合物事前審査用書類、試験供試体等送付依頼書」並びに申請者が作成する書類の用紙一式を送付する。

5) 審査用書類の作成及び送付

事前審査用に申請者が作成し、審査機関に送付する書類は下記のとおりとする。

- ① 一般混合物の申請
 - イ) 使用骨材試験成績表
 - ロ) 使用アスファルト試験成績表
 - ハ) アスファルト混合物配合設計表
 - ニ) 混合所設備調査表

- ② 再生混合物の申請
 - イ) 再生混合物用骨材試験成績表
 - ロ) 再生アスファルト試験成績表
 - ハ) 再生混合物配合設計表
 - ニ) 再生混合物現場配合設定表
 - ホ) 再生骨材品質管理結果一覧表

- ハ) 再生骨材日常管理試験結果
 - ト) 再生混合物混合所設備調査表
- 6) 確認試験用供試体等の作製及び送付
申請者は確認試験用供試体等を作製し、別途指示する指定試験機関に送付する。

(確認試験用供試体の試験項目)

第5条 申請混合物が舗装設計施工指針等に規定する基準値を満足しているかを確認するために確認試験を行う。確認試験用供試体の試験項目は、以下のとおりとする。

- 1) 締め固めたアスファルト混合物の密度試験（以下、「密度試験」という。）
- 2) マーシャル安定度試験（以下、「安定度試験」という。）
- 3) アスファルト抽出試験（以下、「抽出試験」という。）
- 4) 抽出後の骨材ふるい分け試験（以下、「ふるい分け試験」という。）
- 5) ホイールトラッキング試験

2. 適用する確認試験の項目

- 1) 細粒度アスファルト混合物・大粒径アスファルト混合物について密度試験を行う。
- 2) アスファルト安定処理混合物について密度試験・安定度試験を行う。
- 3) その他のアスファルト混合物について、密度試験・安定度試験・抽出試験・ふるい分け試験を行う。
- 4) 耐流動対策混合物・大粒径アスファルト混合物については、ホイールトラッキング試験を行う。ただし、車道表層用混合物については、混合物の性能に支障が生じた時点で別途協議する。

3. 同一骨材配合混合物の確認試験項目

- 1) 同一骨材配合の混合物が複数の場合、標準混合物の1種類について密度試験・安定度試験・抽出試験・ふるい分け試験を実施する。
- 2) これ以外の標準混合物については、密度試験・安定度試験のみ実施する。
- 3) 別表-1に示す改質I型・II型アスファルトを使用した場合、代表混合物1種類について確認試験を行う。また、別表-2に示す改質H型アスファルトを使用する場合、代表混合物1種類について確認試験を行う。
- 4) 標準混合物と同一骨材配合の特別対策混合物については、改質アスファルトの種類またはメーカーが異なる混合物すべてについて密度試験・安定度試験とホイールトラッキング試験を実施する。ただし別表-1に記載する改質I・II型を使用した混合物については、それぞれ1種類の混合物についてホイールトラッキング試験を実施する。

また、別表-2に示す改質H型を使用した場合については、1種類の混合物の試験を行う。

4. 同一混合物記号で異なる骨材配合混合物の確認試験項目

- 1) 同一混合物で再生骨材混入率の異なる場合、確認試験は、混入率の最も多い混合物で行う。

(確認試験用供試体の種類、個数及び質量)

第6条 確認試験用供試体の種類、個数及び質量は以下のとおりとする。〔日本道路協会編「舗装調査・試験法便覧」（以下、「試験法便覧」という）による。〕

- 1) 安定度試験用供試体 : 各混合物種に対し3個
- 2) 抽出試験用混合物試料 : 1,000~1,100 g / 1試料当たりとし、1混合物につき6試料採取し、その内3試料を試験に、残り3試

料は予備として保管しておく。

3) ホイールトラッキング試験用供試体

: 混合所で作製したホイールトラッキング試験用供試体 3個

(確認試験用材料及び混合物のサンプリング方法)

第7条 確認試験用材料及び混合物のサンプリングは、以下の方法による。

- 1) 混合物 (安定度試験・ホイールトラッキング試験用供試体作製及び抽出試験用)
混合所で混合した現場配合の混合物について、試験法便覧の「G026 アスファルト混合物のサンプリング方法」に準拠し、サンプリングを行う。

(確認試験用供試体の作製方法)

第8条 確認試験用供試体の作製方法は、以下の方法による。

1) 安定度試験用供試体の作製

本細則第7条1)によりサンプリングした混合物を用い、試験法便覧「B001 マーシャル安定度試験方法」に準拠し作製する。

2) 抽出試験用試料の準備

本細則第7条1)によりサンプリングした混合物を用い、試験法便覧「G028 アスファルト抽出試験方法」に準拠し試料を準備する。

3) ホイールトラッキング試験用供試体の作製

本細則第7条1)によりサンプリングした混合物を用い、試験法便覧「B003 ホイールトラッキング試験方法」に準拠し作製する。

(確認試験用供試体等の梱包)

第9条 確認試験用供試体等の梱包方法は、以下の方法による。

1) 安定度試験用供試体および密度試験用供試体

安定度試験用供試体および密度試験用供試体は、輸送中に変形あるいは崩壊しないように適切な仕切りまたは緩衝材を設け、まとめて梱包する。

2) 抽出試験用混合物試料

抽出試験用混合物試料は、放冷した後、試料の全量を適当な大きさの離型紙で包むかまたはビニール袋に入れた後、まとめて梱包する。

3) ホイールトラッキング試験用供試体

ホイールトラッキング試験用供試体は、輸送中に変形あるいは崩壊しないように厚手の合板等で仕切りまたは緩衝材を設け、まとめて梱包する。

(確認試験用供試体等のラベルの貼付け及び封印)

第10条 確認試験用供試体、および試料には下記の要領でラベルを貼り、段ボール箱等に入れて指定試験機関に送付する。ただし、立会審査時にあっては立会立入部会員がサインした封印紙で段ボール箱の取り出し口を封印し指定試験機関に送付する。

1) 安定度試験用供試体

各供試体の表面へ必要事項を直接記入、または貼付する。

2) 抽出試験用混合物試料

各試料ごとに袋詰めし、必要事項を記入した用紙を袋の中に入れるか、または袋の表面に直接記入、または貼付する。

3) ホイールトラッキング試験用供試体

「細則ラベル」に必要事項を記入の上、これを供試体の表面に貼る。

4) 封印紙

立会審査時、立会立入部会員の立会いのもとに採取あるいは作製されたサンプル及び作製供試体には、上記の1)、2)、3)に加えて、それらを入れた段ボール箱等の取り出し口に立会立入部会員がサインした「細則ラベル」の封印紙を貼る。

(確認試験用供試体の試験個数)

第11条 確認試験用供試体の試験個数は、以下のとおりとする。

- 1) 密度試験・安定度試験は混合物に対して3個の試験を行い、マーシャル特性値は3個の平均値で評価する。
- 2) 抽出試験は、抽出試験用供試体6個のうち3個の試料について試験を行ない、その平均値で評価する。
- 3) ホイールトラッキング試験は、混合物に対して3個の試験を行ない、その平均値で評価する。

(確認試験用供試体の試験方法)

第12条 確認試験用供試体の試験方法は、下記によるものとする。

- 1) 密度試験
試験法便覧「B008 締め固めたアスファルト混合物の密度試験方法」に準拠する。
- 2) 安定度試験
試験法便覧「B001 マーシャル安定度試験方法」に準拠する。
- 3) 抽出試験
試験法便覧「G028 アスファルト抽出試験方法」のソックスレー抽出法あるいは遠心分離法に準拠する。
- 4) ふるい分け試験
試験法便覧「A003 骨材のふるい分け試験方法 (JIS A 1102に準拠)」に準拠する。
- 5) ホイールトラッキング試験
試験法便覧「B003 ホイールトラッキング試験方法」に準拠する。

(確認試験結果の提出)

第13条 確認試験結果の報告項目は以下のとおりとし、事務局はこの項目に基づいて指定試験機関に対し試験結果のすみやかな提出を求める。

- 1) 密度試験結果
- 2) 安定度試験結果
- 3) 抽出試験結果
- 4) ふるい分け試験結果
- 5) ホイールトラッキング試験結果

(立会審査の審査項目)

第14条 立会審査の審査項目は以下のとおりとする。

- 1) 認定条件の実施状況 (計量器の検査、温度計の検査、コールドフィーダのキャリブレーション、アスファルト等の吐出量)

- 2) 申請混合物の提出書類
- 3) 立入調査時の指摘事項の改善状況
- 4) 混合所設備及び試験室設備
- 5) 使用材料
- 6) 混合物の製造状況
- 7) 申請混合物の確認試験用供試体
- 8) 品質保証管理および自主管理の実施状況

(立入調査の調査項目)

第15条 委員会で認定された混合物を製造するアスファルト混合所の立入調査の調査項目は、以下のとおりとする。

- 1) 立会審査時の指摘事項の改善状況
- 2) 代表混合物（認定混合物の内、代表的な混合物）の品質
- 3) 骨材ストックヤードの状況
- 4) 試験室の活用状況
- 5) 品質保証管理および自主管理の実施状況

(立会審査結果の報告)

第16条 立会審査結果の報告は、本細則第14条に定める項目の確認状況の他、以下の項目について立会立入部会員が立会審査後すみやかに立会立入部会に行い、部会長が委員会に報告する。

- 1) サンプル用混合物の製造状況
- 2) サンプルの状況（混合物、材料）
- 3) 供試体の作製状況
- 4) サンプル用混合物の現場配合設定書との照合結果
- 5) 混合所設備調査表との設備照合結果

(立入調査結果の報告)

第17条 立会立入部会員は、本細則第15条に定めるそれぞれの項目について、[a][b][c]の評価を行い、[c]と評価した場合は、その理由を報告書に詳細に記入する。

立入調査結果の報告は、立会立入部会員が立入調査後すみやかに立会立入部会長に行い、部会長が委員会に報告する。

(指定試験機関の要件)

第18条 要領第11条に定める指定試験機関の要件は以下のとおりとする。

- 1) 国または地方自治体の附属機関、認可した法人の試験機関及び委員会が認定した機関であること。
- 2) アスファルト舗装に関する試験を行う設備が十分に整備されていること。
- 3) アスファルト舗装に関する試験を行う専門の技術者を擁していること。
- 4) その他、アスファルト舗装に関する試験を行う上で十分な実績を有していること

(合否判定基準)

第19条 要領第12条に定める合否判定基準は、下記の認定条件のほか、一般混合物については「2)一般混合物の場合」の①～⑤、再生混合物については「3)再生混合物の場合」の①～⑥とし、全てを満足しているものを合格、それ以外のものを不合格とする。

但し、認定条件の全てを満足し、「2)一般混合物の場合」⑤と「3)再生混合物の場合」⑥の混合所立入調査の評価が再審査「C」の場合は、再審査を行い合否判定を行うものとする。

1) 認定条件

- ① 計量器の定期検査が行われ、その記録が保管されていること。
- ② キャリブレーションカーブが設定され、その記録が保管されていること。
- ③ 各温度計の定期検査が行われ、その記録が保管されていること。
- ④ アスファルト、再生添加剤等の吐出量の確認が行われていること。
- ⑤ 社内作業標準が整備されていること。(初回立入調査までに)

2) 一般混合物の場合

① 粒度およびアスファルト量(確認試験用供試体)

・現場配合の粒度に対して

加熱アスファルト混合物の場合 : 2.36mm ; ±7.0% 75 μm ; ±3.0%

・現場配合のアスファルト量に対して

加熱アスファルト混合物の場合 : ±0.5%

② マーシャル特性値(確認試験用供試体等)

舗装設計施工指針等で規定するマーシャル特性値の基準値を満足すること。

なお、中国地方整備局運用に供する混合物は、確認試験および現場配合の試験結果のいずれもが、舗装設計施工指針等で規定するマーシャル特性値の基準値を満足するとともに、当該整備局運用のマーシャル特性値の基準を満足すること。

注) 中国地方整備局運用における表層に用いる粗粒度As改質Ⅱ型(V-02W)については、基準値に対する適用範囲を認定証の総括表に付記する。

③ ホイールトラッキング試験結果(確認試験用供試体等)

「舗装性能評価法(H25年度版)日本道路協会」(以下、「舗装性能評価法」という)にある評価法に基づく「試験法便覧」の「B003 ホイールトラッキング試験方法」により、動的安定度を塑性変形輪数とみなし、この塑性変形輪数は、舗装の構造に関する技術基準等で規定する基準値を満足すること。

(現場においても所定の品質[締固め度]が得られることを前提とする)

・特別対策(耐流動)混合物

以下の基準値を満足すること。

動的安定度(DS値) : 3,000回/mm 以上

なお、中国地方整備局運用に供する混合物は、確認試験および現場配合の試験結果のいずれもが、舗装の構造に関する技術基準等で規定する基準値を満足するとともに、当該整備局運用の塑性変形輪数の基準値を満足すること。

注) 中国地方整備局運用における表層の粗粒度As改質Ⅱ型(V-02W)、排水性As(V-09W)については、基準値に対する適用範囲を認定証の総括表に付記する。

なお、改質H型を使用する排水性As(V-09W)については、認定証の総括表に申請書に記載した製品名を付記する。

・表層用混合物(密粒度As混合物)

現場配合の試験結果が、以下の基準値を満足すること。

動的安定度(DS値) : 500回/mm 以上

④ 製造設備

目標とした一般混合物が連続して製造、出荷できる製造設備であること。ただし、骨材の計量が重量計量されていること。

⑥ 混合所立入調査結果の評価（但し、初回の認定時は除く）

- ・立入調査の評価結果が評価ランク「B」以上

なお、評価ランクは、「アスファルト混合所立会審査立入調査実施規定」（以下、「立会立入実施規定」という）に示す立入調査チェックシートによる評価結果を基に、以下のとおりとする。

合格「A」：[c]が0個

合格「B」：[c]が2個以下

再審査「C」：[c]が3個

不合格「D」：[c]が4個以上

「C」『再審査』は、直近の委員会で審議し、全て改善が確認できれば、適合とするが、全ての改善が確認できない場合は、次回の申請はできないものとする。また、[c]が4個以上で評価ランク「D」『不合格』と評価したものは、認定取消しとする。

（指摘事項の通知）

第20条 委員会の長は、立会審査および立入調査の指摘事項を踏まえて、立会審査では「1）指摘事項区分」の①～③、立入調査では「1）指摘事項区分」の②～③に区分して文書で申請者に通知する。

なお、混合所における安全に関する事項は、当該の法令等（付表）に基づいて管理されているので、立会審査・立入調査の指摘事項には含めない。

1) 指摘事項区分

① 実施勧告（品質保証管理）

立会審査での実施勧告は、立入調査までに改善を必ず実施しなければならない事項で、改善が実施されない場合は、認定取消しとする。

② 改善指導（品質保証管理）

改善指導は、企業努力として改善を実施すべき事項で、立入調査での改善指導は[c]評価とし、[c]が3個の場合は評価ランク「C」『再審査』、[c]が4個の場合は評価ランク「D」『不合格』とする。

③ 助言（自主管理）

助言は、認定取消しの対象とはならないが、自主管理の主旨に沿って改善すべき指摘である。

2) 指摘事項の内容は「立会立入実施規定」に定める。

付表「混合所における安全に関する法令等」

有機溶剤中毒予防規則（有機則：昭和47年省令36）

① 有機溶剤作業主任者の職務（有機則19条2項）

② 局所排気装置の定期自主点検（有機則20条）

③ 有機溶剤等使用の注意事項の掲示（有機則20条）

労働安全衛生規則（安衛則：昭和47年省令32）

① 危険物を取り扱う設備の作業指揮者（安衛則257条）

② 危険物保安監督者（消防法第13条第2項）

労働安全衛生規則（安衛則：昭和47年省令32）

① ベルトコンベアのロープ式非常停止装置（安衛則151条）

② 原動機、回転軸、ベルト等による危険の防止（安衛則101条）

(再申請)

第21条 再申請の取り扱いは次による。

1) 設備審査の不適合及び設備の更新

- ① 本細則第4条の手続きによる。
- ② 申請費用は本申請に準ずる。
但し、その地区の立入調査時期に合わせて実施する場合は無償とするが、確認試験に係る費用は別途とする。
- ③ 再申請のあった混合物は直近の委員会で審査を行う。
- ④ 認定証の有効期間は本申請の残余期間とする。

2) 混合物審査の不適合及び材料の変更

- ① 本細則第4条の手続きによる。
- ② 不適合の場合、再申請の費用は無償とするが、確認試験に係る費用は別途とする。
- ③ 材料変更の場合、別途委員会で定める費用とし、確認試験に係る費用は別途とする。
- ④ 再申請のあった混合物は直近の委員会で審査を行う。
- ⑤ 認定証の有効期間は本申請の残余期間。

(追加申請)

第22条 追加申請混合物の取扱いは次による。

- ① 本細則第4条の手続きによる。
- ② 追加申請混合物は直近の委員会で審査を行う。
- ③ 申請費用は1混合物当たりとし別途委員会で定める費用と確認試験に係る費用とする。
- ④ 認定証の有効期間は本申請の残余期間とする。

(付 則)

本細則は、平成13年9月4日から施行する。

平成15年3月10日改訂

平成17年3月14日改訂

平成18年9月改訂

平成19年3月改訂

平成19年12月改訂

平成20年12月改訂

平成22年12月改訂

平成24年7月改訂

平成26年1月改訂

平成27年3月改訂

平成30年3月改訂

平成31年2月改訂

令和元年11月改訂

令和2年11月改訂

別表－1 代表制として使用できる改質Ⅰ，Ⅱ型アスファルト（バインダ）の一覧
（アスファルト事前審査要領細則第2条および第5条関係）

令和2年11月6日現在

種 類	改質Ⅰ型アスファルト（バインダ）	改質Ⅱ型アスファルト（バインダ）
商品名 （製品名） （プレミックス）	HRバインダーL グランファルトR コーワGⅠ コスモキャリーSF ポリファルトS TRファルト ハイパーファルトⅠ型 ラバーフィックス ニッシールGS ハイアスG ガムファルトS	HRバインダー グランファルトHD コーワGⅡ コスモキャリーHD ポリファルトSS TRファルトS ハイパーファルトⅡ型 レジフィックス エポックファルトD AR-S シーロフレックスⅡ スーパーバインダー グランファルトART [◎]
商品名 （製品名） ※1 （プラントミックス）	ローデックスSS 4.3%添加 ローデックスUⅡ 6%添加 ロードエース 8%添加 ローデックス 8%添加 ローデックス 10%添加 ロードスター 8%添加	ローデックスSS 5.7%添加 ローデックスUⅡ 8%添加 ロードエース 10%添加 エラストラエース 8%添加 TR-100'L

注1) ※1 商品名の後の数値は、アスファルト量に対する添加剤の質量%を表している。

注2) [◎] グランファルトARTは、平成30年1月1日以降の改質Ⅰ型および改質Ⅱ型代表制のバインダの一覧に、令和2年11月6日、追加登録されたバインダ製品である。

<登録要件>

申請時に申請者が代表制への登録を望んだ場合、上記の製品以外の改質Ⅰ，Ⅱ型の新規バインダ製品であっても下記の要件を満たせば、代表制へ登録できるものとする。

- ・他地区の事前審査で認定され、代表制に登録されている
- ・全国での使用実績が2年以上かつ20件以上ある

なお、上記の製品の製造停止、または5年間上記の製品の申請の実績がない場合は、代表制からの登録の抹消を委員会に諮る。

別表－２ 代表制として使用できる改質H型アスファルト（バインダ）の一覧
（アスファルト事前審査要領細則第２条および第５条関係）

平成30年4月1日現在

種 類	改質H型アスファルト（バインダ）
商品名 （製品名）	タフファルトスーパー パーミバインダー セナファルト ドレイニッジECO エバーフィックス ポーラスファルト

<登録要件>

申請時に申請者が代表制への登録を望んだ場合、上記の製品以外の改質H型の新規バインダ製品であっても下記の要件を満たせば、代表制へ登録できるものとする。

- ・他地区の事前審査で認定され、代表制に登録されている
- ・全国での使用実績が2年以上かつ20件以上ある

なお、上記の製品の製造停止、または3年間上記の製品の申請の実績がない場合は、代表制からの登録の抹消を委員会に諮る。

【参考資料:アスファルト事前審査要領細則第19条関係】

【参考資料:アスファルト事前審査要領細則第19条関係】

認定証の総括表の付記[記載事項]
<p>・ V-02W (粗粒度アスファルト混合物[ポリマー改質Ⅱ型])</p> <p>試験結果が</p> <p>①動的安定度が5000(回/mm)を満足する場合に基準値は「5000(回/mm)以上」とできる</p> <p>②マーシャル特性値の安定度が7.35(kN)を満足する場合に基準値は「7.35(kN)以上」とできる</p> <p>③マーシャル特性値のフロー値が20～40(1/100cm)を満足する場合に基準値は「20～40(1/100cm)」とできる</p>
<p>・ R-02W (再生粗粒度アスファルト混合物[再生・改質Ⅱ型])</p> <p>試験結果が</p> <p>①動的安定度が5000(回/mm)を満足する場合に基準値は「5000(回/mm)以上」とできる</p>
<p>・ V-09W (ポラスアスファルト混合物[ポリマー改質H型])</p> <p>試験結果が</p> <p>①動的安定度が5000(回/mm)を満足する場合に基準値は「5000(回/mm)以上」とできる</p> <p>但し、改質H型アスファルトは〇〇〇〇を使用した場合に限る</p> <p>注) 〇〇〇〇には、製品名を記載する</p>

注) 試験結果は、現場配合と確認試験のいずれも対象とする

アスファルト混合物事前審査委員会規則

平成２７年３月

アスファルト混合物事前審査委員会

目 次

	頁
第1条 目 的	1
第2条 委員会の構成	1
第3条 委員会の業務	1
第4条 委員会の開催	1
第5条 委員会の成立条件	1
第6条 委員長の代行	1
第7条 委員の解任	1
第8条 立会立入部会の設置	1
第9条 立会立入部会員の資格	2
第10条 立会立入部会の事務	2
第11条 立会立入部会の開催	2
第12条 立会立入部会の成立条件	2
第13条 部会長の代行	2
第14条 委員会等の運営	2
第15条 指揮・命令	2
第16条 守秘義務	2
第17条 改 定	2
別表－1	3

(目的)

第1条 本規則は、アスファルト混合物の事前審査を行うアスファルト混合物事前審査委員会（以下、「委員会」という）について定めたものである。

(委員会の構成)

第2条 委員会には、委員長、副委員長及び若干名の委員を置く。

2. 委員長、副委員長及び委員は、学識経験者、舗装関係の有識者、行政機関（国土交通省、県、政令指定都市）の中から選任し、審査機関の長が委嘱する。なお、選任に際しアスファルト混合物事前審査制度検討委員会の承認を得なければならない。別表1に示す。
3. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない

(委員会の業務)

第3条 審査及び合否の判定に関する業務

2. 審査及び合否の判定に関する総括的な方針の決定
3. 実施勧告・改善指導・助言及び認定の取り消しに関する業務
4. 立会立入部会員の承認に関する業務
5. 指定試験機関の指定に関する業務
6. 審査費用の承認に関する業務

(委員会の開催)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めたとときに開催する。

(委員会の成立条件)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席を以て成立するものとする。
但し、代理出席を認め、委員と同等の権限を有す。

(委員長の代行)

第6条 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行する。

(委員の解任)

第7条 委員に委員会委員としてその信を汚す行為があった場合は、委員会で審議の上審査機関の長が解任することができる。

(立会立入部会の設置)

第8条 委員会の中へ立会立入部会を置く。

2. 立会立入部会には、部会長、副部会長および若干の部会員を置く。
3. 立会立入部会員は舗装関係の有識者、審査機関および発注者が指定する者の中から選任し、アスファルト混合物事前審査委員会の承認を得て審査機関の長が委嘱する。
4. 部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(立会立入部会員の資格)

第9条 立会立入部会員の資格は、次の各号のいずれかによるものとする。

- 1) 技術士、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、1級舗装施工管理技術者のいずれかの資格を有し、アスファルト混合所の製造・品質管理又は舗装工事の施工管理の実務経験5年以上の者
- 2) 舗装関係団体等の技術委員会の委員の経験を持つ者、又はこれに準ずる能力のある者
- 3) アスファルト混合所の製造・品質管理又は舗装工事の施工管理の実務経験13年以上の者
- 4) その他委員会が認めた者

(立会立入部会の事務)

第10条 立会審査に関する事務

2. 立入調査に関する事務
3. 立会審査及び立入調査結果の委員会への報告に関する事務

(立会立入部会の開催)

第11条 立会立入部会は、部会長が必要と認めたときに開催する。

(立会立入部会の成立条件)

第12条 立会立入部会は、部会員の半数以上の出席を以て成立する。
但し、代理出席を認め、部会員と同等の権限を有す。

(部会長の代行)

第13条 部会長に事故ある時は、副部会長がその職務を代行する。

(委員会等の運営)

第14条 委員会等の運営に関する事務は、審査機関の事務局が行うものとする。

(指揮・命令)

第15条 立会立入部会員は、部会長の指示を受けて立会審査及び立入調査を遂行する。

(守秘義務)

第16条 立会立入部会員は、立会審査・立入調査業務において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(改定)

第17条 本規則を改定する場合は委員会に諮るものとする。

(付則)

本規則は、平成13年9月4日から施行する。

平成22年12月改訂

平成24年7月改訂

平成27年3月改訂

別表－1

	所属機関	役職	
委員長	広島大学	名誉教授	佐藤 良一
副委員長	国土交通省	中国地方整備局企画部総括技術検査官	
委員	国土交通省	中国地方整備局企画部技術管理課長	
委員	国土交通省	中国地方整備局道路部道路工事課長	
委員	国土交通省	中国地方整備局中国技術事務所長（立会立入部会長）	
委員	鳥取県	県土整備部技術企画課長	
委員	島根県	土木部技術管理課長	
委員	岡山県	土木部技術管理課長	
委員	広島県	土木建築局技術企画課技術管理担当監	
委員	山口県	土木建築部技術管理課長	
委員	広島市	都市整備局技術管理課長	
委員	岡山市	財政局監理検査課長	
委員	アスファルト合材 中国地区連絡協議会	技術委員	

注) 副委員長および委員は役職任命であり、人事異動で役職者が変更されても
委嘱の変更は行わない。

アスファルト混合所立会審査立入調査実施規定

平成 3 1 年 2 月

アスファルト混合物事前審査委員会

目 次

	頁
第1条 総 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2条 立会立入部会員の編成・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3条 立会審査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4条 立入調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第5条 立会審査結果の報告・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第6条 立入調査結果の報告・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第7条 指摘事項の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(別 添) 混合所立入調査報告書 (立入調査チェックシート)

(総 則)

第1条 目 的

本規定は、「アスファルト混合物事前審査要領」に基づき、アスファルト混合所から申請された混合物の品質を事前に審査する立会審査および認定された混合物を製造するアスファルト混合所の立入調査に関する実施内容等について定めるものである。

(立会立入部会員の編成)

第2条 立会審査・立入調査時の部会員の編成は、以下のとおりとする。

- 1) 立会審査・立入調査は、原則として1混合所当たり立会立入部会員2名以上で編成する。
- 2) 立会立入部会員は、その所属する会社のアスファルト混合所への立会審査・立入調査を行うことができない。

(立会審査の実施)

第3条 立会立入部会員は、「細則」第14条（立会審査の審査項目）および本規定に基づき立会審査を実施する。

立会審査で、部会員は以下の立会と指示を行う。

- 1) 申請混合物の製造立会（混合物の練り落とし時の計量値と温度の確認）
 - 2) 申請混合物の確認試験用供試体の作製立会（サンプリング混合物）
 - 3) 確認試験用供試体の梱包、封印の指示
2. 立会審査への協力
- 混合所の関係者は、立会審査に際して立会立入部会員の指示に従うとともに、立会審査に全面的に協力する。

(立入調査の実施)

第4条 立会立入部会員は、「細則」第15条（立入調査の調査項目）および本規定に基づき立入調査を実施し、本規定に定める立入調査チェックシートに基づいて調査・評価を行う。

立入調査で、部会員は以下の立会と指示を行う。

- 1) 製造された代表混合物（認定混合物の内、代表的な混合物）の温度の確認
 - 2) 代表混合物の確認試験用供試体の作製立会
 - 3) 確認試験用供試体の梱包、封印の指示
2. 立入調査への協力
- 混合所の関係者は、立入調査に際して立会立入部会員の指示に従うとともに、立入調査に全面的に協力する。
3. 立入調査の回数
- 立入調査は、事前審査にて認定された1混合所当たり原則として年1回以上を標準として実施する。

(立会審査結果の報告)

第5条 「細則」第16条 (立会審査結果の報告)に基づき、立会審査結果の報告を部会長に行う。

(立入調査結果の報告)

第6条 「細則」第17条 (立入調査結果の報告)に基づき、立入調査結果の報告を部会長に行う。

(指摘事項の内容)

第7条 「細則」第20条に定める指摘事項の内容は「表-1」のとおりとする。

表-1 品質保証管理と自主管理における指摘事項 (立会審査・立入調査)

種別	指摘事項	対応	実施期限	確認方法
認定条件	<ul style="list-style-type: none">作業標準書の整備計量器の定期点検実施と記録保管温度計の定期点検実施と記録保管吐出量検査の実施と記録保管	認定しない(初回は作業標準書を除く)	申請時	立会審査
実施勧告 (品質保証管理)	<ul style="list-style-type: none">品質管理データの整理保管キャリブレーション	立入調査までに改善を必ず実施しなければならない事項で、改善が実施されない場合は、認定取消し	立入調査時直近の委員会判定	立会審査で指摘 立入調査で確認
改善指導 (品質保証管理)	<ul style="list-style-type: none">作業標準書の内容骨材貯蔵状況 (ストックヤード等の雨水・排水対策、異種骨材の混在防止、異種混入防止)機械設備の管理状況 (計量器の0点管理状況等)材料・混合物の品質管理状況等 (粒度・As量・温度・密度の管理と頻度等)試験室の整備と使用状況土取り場の調査と写真等の記録その他	企業努力として改善を実施すべき事項、立入調査の評価項目が[C]細則第19条に規定する立入調査の評価が『再審査』となり、全て改善の確認ができない場合は、次の申請はできないものとする 立入調査の評価が『不合格』は、認定取消しとする		立会審査 立入調査
助言 (自主管理)	<ul style="list-style-type: none">品質管理方法 (材料のチェックシート、管理図、変動幅、管理限界その他)機械設備管理方法(機械設備のチェックシート等)整理整頓状況 (場内整理、試験室内整理、その他)研修・打ち合わせ等の記録その他	認定取消しの対象とはならないが、自主管理の主旨に沿って改善すべき指摘		立会審査 立入調査

(付 則)

本規定は、平成13年9月4日から施行する。

平成20年12月改訂

平成24年7月改訂

平成27年3月改訂

平成31年2月改訂